

調布市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について

【改正理由】

スマートフォンを利用して全国のコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けられるよう改めるものです。

1 現状

●現状の印鑑登録証明書の申請方法

マイナンバーカードを持参して、コンビニ等に設置された「キオスク端末」を操作して申請及び取得する。

マイナンバーカードの様式について



【おもて面】



【うら面】

各コンビニに設置されているキオスク端末



2 改正後

●現状の申請方法（左記）に加え、以下の内容を追加するものです

(1) 「マイナンバーカード」をスマートフォンに搭載する

(2) 印鑑登録証明書を申請及び取得する方法

操作開始



コンビニ等に設置されたキオスク端末を操作して、証明書交付サービスを選択

→全国のコンビニ等で早朝・夜間・土日祝日も利用可能

スマートフォンをかざす



キオスク端末のICカード読み取り部分にスマートフォンをかざす

→マイナンバーカードを携帯する必要がない

本人確認・証明書種別



キオスク端末でスマートフォン用電子証明書のパスワードを入力

証明書の種類・印刷部数等を選択し、料金を支払う

証明書の印刷



マルチコピー機で選択した証明書が印刷される

(3) サービス開始日
令和5年5月11日（予定）

3 条例内の用語

- ・個人番号カード マイナンバーカード
- ・多機能端末機 全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）
- ・利用者証明用電子証明書 マイナンバーカードのICチップ内に登録されている電子証明書
- ・移動端末設備 スマートフォン ※電子証明書の搭載は、当面はAndroid（アンドロイド）端末に限定される予定